# 明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握

2020年2月

法政大学

日本統計研究所

## 明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握

森 博美\*

#### はじめに

太政官正院政表課長としてわが国統計行政史において「本邦国勢調査の濫觴」〔統計局 19512頁〕とされる明治12 (1879)年の「甲斐国現在人別調」(以下、「甲斐調査」)を企画、実施した杉亨二 (1828~1917)は、その10年前の明治2 (1869)年にも駿河国において人口調査を行っている。今日、「沼津・原政表」の名で呼ばれている「駿河国人別調」(以下、「駿河調査」)がそれである。この調査は、慶応4年に駿遠参(駿河、遠州、三河)に移封された徳川に帯同して静岡に赴き沼津兵学校教授職にあった杉が、当時の沼津奉行阿部國之助の仲介により静岡奉行中臺伸太郎から政表調(統計調査)実施の了解を得て行ったものである。

高津英雄は、「國勢調査資料 (一)」において駿河調査をわが国の国勢調査の先駆けとする何人かの論者の主張を紹介している〔高津 1952 10-11 頁〕。それによれば、阪谷は、「小規模ながらも駿州沼津に於てセンサスを試みられた嚆矢」〔阪谷 1910 180 頁〕とし、「日本人で所謂西洋流のセンサスを日本の土地に於て試みた最初」〔阪谷 1910 309 頁〕としており、また横山雅男も「我が國勢調査の種子は杉先生が明治 2 年 5、6 兩月に舊静岡藩の沼津と原で施行された時播かれた」〔横山 1908 194 頁〕と評している。さらに田中太郎は「我邦に於て歐洲近世の主義に準據し統計調査を實施せしは實に之を以て嚆矢と」〔田中1917 358 頁〕し、杉田泰二郎もまた駿河調査について、「調査の方法も今日のいわゆるセンサスとは著しく距離のあるものであった」としながらも、「我が国最初の現在人別調として国勢調査の濫觴」〔杉田 140 頁〕とそれぞれ高く評価している。

駿河調査は、96 町からなる静岡での調査をほぼ終了し他地域での調査実施中に当初賛意を示していた藩重役方より「「封土人民奉還の後であるから朝廷で為さらぬ事に當藩で斯様な調べをするのは宜しく無い」〔世良 2005 50-51 頁〕との異論が出され頓挫するが、その時点で調査が完了していたもののうち沼津と原の分のみが集計され、今日『駿河国人別調 - 沼津政表、原政表』として残されている(1)。

駿河調査については、その調査結果が杉の高弟の一人世良太一編の『杉先生講演集(全)』 に附録として収録されているが、その実施に至る経緯や実施状況については、今日では『杉

<sup>\*</sup> 法政大学名誉教授·法政大学日本統計研究所名誉研究員

<sup>(1)</sup> 杉は自伝の中で「静岡は其頃町數は九十六である残らず調が濟んだ」[世良 2005 48 頁] としており、また大正 4 年 3 月 6 日大手町大日本私立衛生会会堂において開催された統計学社第 40 回総会講演の中でも駿河調査の結果資料について、「今でもその記録が静岡には残って居らふと思ひます」[杉 1915 197 頁] と語っている。しかし今日、そのような資料の存在は確認されていない。

先生自叙伝』や〔杉 1915〕、〔河合 1911〕等から断片的に知り得るだけである。

明治初期に実施された駿河調査については上述したような高い評価がある一方で、その企画・実施に明治新政府は一切関与しておらず、杉という一個人による事業でしかも調査自体も完遂するには至らなかった。このような事情からか、この調査をわが国の近代統計調査史上に位置づける研究も、[黒羽 1930]、[辻 1961]、[藪内 1977] などに限られ、しかもその大半は後年杉が実施することになる甲斐調査への伏線をなす調査としてそれを捉えている。

ところで筆者はかつて駿河調査に関して、調査票の内容並びに形式の両面から、調査で使用された「家別表」と杉が名主への調査実施協力依頼のために別途作成したとされている文書(以下、「報告事項一覧」)の調査事項と『沼津政表、原政表』に収録されている集計結果表とを比較考察したことがある〔森 2012〕。そしてその考察から得られた駿河調査の特徴や「家別表」、「報告事項一覧」に内在すると思われるいくつかの問題点を指摘するとともに、「一方で人別改めによる人口調査の実績、他方で西欧の統計学からの新たな知識技術の注入といういわばモザイク的事情の中で、それまでの表式調査にかわる新たな調査方式として杉の中で個票調査がどのように定式化されていくのかは、表式調査から個票調査への統計作成方式の展開を調査論理の観点から捉える上で有効な手掛かりを提供する」〔森 2012 16 頁〕とした。他方で筆者は〔森 2013〕においては、府県物産表に始まるわが国における生産統計調査の展開を検討の素材として、個票調査の対極にあるとされている表式調査について、調査技術面でいくつかの段階を経て次第に調査方式として精緻化・整備されていく過程の考察を行った。

こういったいくつかの準備的考察を踏まえ本稿では、駿河調査の調査資料とされている「家別表」と「報告事項一覧」に関して、主として人口の静態面、動態面の把握という側面からその特徴を明らかにするとともに、この調査の企画・実施者である杉自身が統計における静態・動態概念についてその当時どのように認識しており、それにどういった要因が影響していたかを当時のわが国への海外からの統計学や統計調査に関する知識の導入状況なども織り込みつつ考察してみたい。

#### 1. 駿河調査に関する諸家の評価

「人口食糧問題研究」を共通テーマとして掲げた経済史研究会の会誌『経済史研究』第7号掲載の黒羽兵治郎の論文は、『杉亨二自叙傅』、「杉先生實歴談」(『杉先生講演集』所収)を主たる根拠資料として杉の統計学の形成過程を跡づけるとともに、彼が中心となって企画、実施した明治2年の「駿河調査」と同12年の「甲斐調査」という二つの人口調査を「本邦統計史の一齣」としてその「瞥見」〔黒羽193049頁〕を試みたものである。

それによれば、杉の統計への関心の発端さらには欧州からもたらされる統計学の知識との接触状況に関して黒羽は、「和蘭より歸朝せし津田眞道、西周兩氏の統計に關する談話は、更に氏の統計に對する興味を深からしめた。更に又赤松則良氏は歸朝土産として氏にハウスホーフェルの統計論を寄贈せられ、後エッチンゲンの道徳統計論亦氏の書架に加へられ、茲に益々氏の統計に對する興味を大ならしむると共に、又其の理解を深からしむることゝ

なった」〔黒羽 1930 48 頁〕と杉の『實歴談』での記述<sup>②</sup>を特に何の論評を加えることもなくほぼそのまま紹介している。

さらに黒羽は、駿河調査についても「報告事項一覧」と「家別表」を『杉亨二自叙傅』から引用再録するとともに、「静岡藩の現在人別調」として調査実施に至るまでの経緯と調査の顛末を『杉亨二自叙傅』、「杉先生實歴談」での記述に基づいて紹介している。その中で黒羽は駿河調査での実査に関しては、「形式的には(家別表による一引用者)自計主義であつても、実質的には殆ど他計主義」であったと考えられること、また『沼津政表』での「明治2年己巳5月16日より6月朔日迄の調」、『原政表』の「明治2年己巳6月22日より同月28日迄の調」という記述から、「一瞬時を定めて調査されしものではな」く調査日時が「一地域中に於てさへ異なつてゐる」こと、さらには調査結果から「武士階級に就いては何ら調査の行はれざりし事を知る」〔同54頁〕ことができるとして、後年実施される甲斐調査との本質的な相違を強調している。

ただその一方で駿河調査の調査・報告事項については彼は『杉亨二自叙傅』所収の「家別表」と「報告事項一覧」を再録しているだけで、前者については「前掲家別表に由つて明である」[同 54 頁] とし調査項目等の内容には一切触れていない。また後者の「報告事項一覧」についても、そこに列挙された各報告事項の内容さらには作成期限や提出方法等に関する記述も含め何の論及もしていない。

論文の結言において黒羽は、駿河調査が頓挫することなく完遂され「全藩に亘る政表を得たるべく、之を海浜の一例とし、山國甲斐国人別調と對比するを得たならば、興味ある結果を見出すことも出来たであらう」と調査実施そのものの意義を評価する一方で、特定の時点における人口の一斉把握といった調査時点という発想の欠如など、この調査が持つ調査方法としての問題点について、「然し乍ら當時氏(杉ー引用者)の持したる統計理論も今日より觀るときは極めて不完全なるものなりしことゝ考へられるゝが、之固より當然と言はなければならない」 [同 63 頁] としている。

黒羽によればこのように未熟な統計理論による駿河調査ではあったが、「我が國勢調査の母とも称せらるゝ」「甲斐國に現在人別調を行ふに際し、力強き経験となった」〔同 64 頁〕と駿河調査については、その調査実施経験面を専ら評価している。

ところで杉の動態面把握への関心について黒羽は、『甲斐国現在人別調』緒言における杉の記述、「凡ソ人別ヲ調ベルノ方法其大要二アリーヲ人員所静ノ調ト云フ即チ現在人別調ニシテ人ノ静止スル所ニ就テ一挙ニシテ同時ニ其國ノ人別ヲ調査シ國ノ定法ニ従テ五年若クハ十年毎ニ之ヲ行フモノトスーエオ人員所動ノ調ト云フ毎年1月1日午前零時ョリ12月31日午後12時ニ至ル1年間ノ出生死亡婚姻移住等緫テ人ノ變動スル所ニ就テ調ブルモノトス」〔統計院18822頁〕、さらには杉が「此甲斐國現在人別表は即ち人員所静の調に係

② 『杉先生講演集(全)』所収の「杉先生實歴談」はこの点を次のように記している。

<sup>「</sup>其中に津田眞道と西周、あの二人がオランダから歸ツて來た、色々の話を聞いた所がスタチスチックの話があり又スタチスチックの本を見て其れから益々深入して來たく其後明治七八年の頃赤松則良氏が歐羅巴から歸られたとき予がスタチスチックを好むにより一冊の書物を贈られた是即ちハウスホーヘル氏著のスタチスチックであった誠に難有(有難?)い事であった依て朝夕愛讀し不審の處はフルベツキ氏に就きて質問し大に得るところがあった又エッチンゲン氏のモーラル、スタチスチック等を讀み益々スタチスチックの世に大効益あるを知った」「世良 1902 19 頁〕と。

辻博は、彼自身がわが国における統計調査の嚆矢と評価する「甲斐国現在人別調」成立のあくまでも前史として駿河調査を取り上げている。彼は杉の統計学をオランダ・ドイツの官庁統計の成果に触れた第 1 期とドイツ統計学を体系的に学んだ第 2 期とに区分する。辻によれば明治 2 年の駿河調査はその第 1 期に属し、それが「統計調査としては極めて未熟な不完全なもの」としつつも、「ともかく、統計調査の意図と形が一応保持されているという点で、わが国統計調査史の冒頭第 1 頁を飾るにふさわしいもの」〔辻 1961 28 頁〕として評価する。

明治初期のわが国における統計の展開について辻は、第1期を統計の「胎動期」と捉え、近代国家としての体制が未整備で「封建的遺制が根強く、近代的統計調査を育む地盤が殆どなく、単に幕藩時代の資料蒐集程度にとどまらざるを得」ず、また幕末期の留学経験者からもたらされたフィッセリングを中心とする知識に依拠し、「充分に学問として消化されていなかった」[同 36 頁] 時代であったとする。そして彼はこの時期を政府諸機関が整備され統計資料の蒐集、整備が政治家や識者の間に浸透し、ハウスホーヘルやエッチンゲン等を中心とした統計理論が紹介され、わが国近代統計調査が成立する明治3年から甲斐調査までの第二期と区別する。

近代統計調査の発展段階論的な視点から辻は、駿河調査について「封建的組織と封建的 イデオロギーの残存を利用した」〔同 29 頁〕調査であり、彼が調査票と呼ぶ「報告事項一 覧」と「家別表」という調査資料を再掲しつつ、「調査票(報告事項一覧-引用者)および 「家別表」は極めて幼稚なものであり、現代統計調査法の水準にほど遠いもの」〔同 29 頁〕 としている。ただし、彼がそのような評価に至った具体的な根拠については特に示しては いない。

藪内武司も自らの統計史研究の中で駿河調査を取り上げている。当時すでに西欧では近代人口センサスが周期的に実施されており、杉自身 1860 年代初頭にオランダ統計年鑑に直接接するなど政府統計の成果に触れていることに鑑み、杉が駿河調査での調査資料として設計した報告事項一覧と家別表について、「これらの報告事項の設定、調査票の設計にあたっては、さきに学んだ統計知識(西欧諸国における周期的人口センサス等に関する知識ー引用者)を応用したであろうことは想像に難くない」〔藪内 1977 182 頁〕と藪内は国際的な政府統計の史的展開の中にそれらを位置づけている。

その一方で「報告事項一覧」、「家別表」といった調査資料における調査・報告事項について、「かなりの部分は、旧幕時代の「人別調」と称せられる人口調査、なかんずく、1721 (享保 6) 年 6 月の「触書」以降、とくに強化された周期的人別調での表式が、その参考資料になったものと思われる」〔同 182 頁〕とし、そこに「封建的思考の残滓」を見ている。藪内もまた駿河調査の意義について、それ自体は「今日の統計調査法からみて、素朴的な調査形態にとどまっていた」〔藪内 183 頁〕とはいえ、翌明治 3 年 7 月に杉が大隈大

蔵大輔に提出した最初の「建白書」に言う「四民平等」と政表(統計)とを結びつけた点を評価する小島勝次の整理に依拠し、同調査を「日本における近代的人口センサス(=人口静態調査)の端緒として考えるとき、そのもつ意義は高く評価されてあまりある」[同183頁]としている。

以上みてきたように、黒羽、辻、藪内は『杉先生講演集』や『杉亨二自叙傅』所収の調査資料を再録しつつ、それぞれの視点から駿河調査のわが国の統計調査史上の位置づけを行っている。しかしながら彼らはいずれも、そこに調査資料として示した報告事項一覧と家別表の内容や両者の関係等についてはほとんど論及していない。また「報告事項一覧」と「家別表」は杉一門の河合利安による後年の回顧記事〔河合 1911〕でも紹介されてはいるが、彼もまたこれらの調査資料に関して立ち入った考察は行っていない。

そこで以下では、主に人口の静態面、動態面把握という側面に焦点を当て、「報告事項一覧」と「家別表」について検討してみたい。

#### 2. 「家別表」と人口静態の把握

鮫島龍行は甲斐調査が家別表を用いて人口の把握を行った点に注目し、「この調査の方法は表式調査とは無縁のものであって、近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査だった」〔相原・鮫島 1971 41 頁〕とその統計調査史上の位置づけを与えている。統計調査の範囲を「政府公式の調査」に限定すれば、鮫島によるこのような評価は必ずしも誤りであるとはいえない。ただ、統計調査の範囲を政府が直接関与していない一般の調査にまで拡げ調査票(個票)を用いた調査の歴史を辿るとすれば、駿河調査もまた「近代的な調査票形式による・・・統計調査」にあたる。なぜなら、本稿末に掲げた「家別表」(【付表2】)の形式からも読み取れるように、駿河調査で杉が調査に用いた家別表はまさに個票をその内容とする調査票形式を備えているからである。

以下に駿河調査の「家別表」が持ついくつかの特徴点を確認しておこう。

その第1の特徴は、家別表に僕、婢といった世帯員以外の当該住家の同居人の記入欄が設けられていることである。このことは、それが現在の国勢調査における調査票のように世帯員の把握を目的とする「世帯表」ではなくあくまでも住家単位で人口の把握を行なう「家別表」として設計されていることを示している。

第2は家別表によって収集される統計作成のための個体情報(以下、統計原情報)が調査個票としての情報特性を有している点である。【付表2】として掲げた家別表を縦方向に読めば、調査の結果各列には当該住家に居住する各人の個体属性情報が写し取られることになる。

一方で駿河調査では杉自身が「日々両3人を召連れ・・・取調べを為した」〔世良 2005 47 頁〕とされていることから、この調査の実施にあたって記入要領(記入心得)あるいは書込雛型のようなものは特段作成されなかったものと思われ、その存在の有無についても特に記録は残されていない。そのような事情もあり、実際に家別表にどのような形で記入されたのかに関して、以下のようないくつか不明瞭な点も残されている。

その1が「家別表」に設けられている「人数」欄である。家別表の縦方向の各欄には個

体に係る各種の属性情報が記載されることになる。その場合杉は、この欄には果たして何の人数の記載を想定していたのであろうか。

その2は「家持・借家」欄への記載方法である。この欄は家別表の各個体の属性欄として設けられている。ただ、家持・借家という調査事項は当該住家の所有形態を問うものであり、その意味では世帯主等の代表者に記載を求めれば済む性格のものである。その点で「家別表」が住家の居住者全員の属性欄としてそれを設けているという書式の設定には疑問を覚える。それは僕、婢といった同居人には全く意味をなさない項目でもある。

ちなみに駿河調査の集計結果として残されている『沼津政表』、『原政表』の家持・借家に関する結果表には、地持家持、借地家持、借家、建家、明家別の戸数が記されている。このことから推察するに、家別表への記入にあたっては、世帯主など世帯代表者の「家持・借家」欄に宅地と建物の所有状況を記載するとともに、別途、建物調査として明家や建家(建築中の家屋)を含めた住家調査も並行して実施されたものと思われる。

第 3 に「山林・田畑」欄についても「家持・借家」欄と同様に世帯員の代表者等の欄に その保有面積が記載されたものと考えられるが、これについての集計結果は『沼津政表』、 『原政表』には見当たらない。

ところで、〔森 2012〕で家別表に関する疑問点の一つとして指摘していた点であるが、その最下行に文字を天地逆転した形で私縁、公縁、獨、孤、寡、鰥…等の記載がみられる。この最下行の記載事項の意味については、逆向きに印字した理由も含め、杉本人さらには家別表を駿河調査資料として紹介している上記の各識者も一切言及していない。

この点に関して現時点ではあくまでも想像の域を出るものではないが、筆者はこの家別表が単独居住住家の人口把握にも用いられたのではないかと考えている。なぜなら、家別表という様式そのものを上下転置すると、冒頭行の左半分には男のそして右半分には女の身上地位(配偶関係の諸属性)が、それぞれ(私縁、公縁、獨、孤、鰥)、(私縁、公縁、獨、孤、寡)として記載されているからである。家別表の様式を転置使用することで、男女・身上地位別に単独居住者の各属性項目に関する統計原情報を収集することができる。家別表の最下行の記載はそれが単独居住者の把握用に設けられたものではないだろうか。

このように家別表については、その記入方法等に関していくつか不明な点もあるが、それは全体としては個人を単位とした単名表を列方向に配置した表形式をとっており、一部を除き各欄には個人の各種属性として個体に係る統計原情報の把握を可能としている。駿河調査で用いられた家別表も、少なくともその形式としては鮫島がまさに「近代的な調査票形式」と呼ぶものに他ならない。その意味では、甲斐調査の 10 年前に実質的にはそれに匹敵する個体ベースでの統計単位情報の収集が可能な形式での調査個票に基づく調査が駿河の地において実施されていたことになる。

## 3. 「報告事項一覧」と人口動態の把握

## (1) 報告事項一覧

杉は駿河調査の実施に先立ち静岡の名主達からの調査協力を取り付けに町会所に赴いた際に一片の文書(【付表1】)を携えている。この文書には合計 19 の事象等についてその

生起に際しての当事者の届出事項並びにそれに関連した様々な属性項目、さらには届出の 期限や方法等が記載されている。

そこで、行論の便宜からこの文書の記載内容の中からそこに列挙されている報告事項と その属性項目を抽出したものを表1として掲げる。

表1 報告事項一覧

	報告事項	属性項目
1	嫁取	いづれの國たれの娘か養女か何歳か
2	聟取	いづれの國たれの忰か養子か何歳か
3	もらひ子	いづれの國たれの忰か娘か何歳か
4	出産	男か女かふた子か三つ子か男女いく人か流産か死體か
5	死去	なに病にて何歳で死去か男か女か
6	りゑん	何歳にてりゑんか
7	縁ぐみ	何歳にて縁ぐみか二度の縁か三度の縁かいくどの縁か
8	やもを	いづれの國か何渡世か何歳にてやもをか
9	やもめ	いづれの國か何渡世か何歳にてやもめか
10	みなし子	何歳にてみなし子か男か女か
11	ひとりもの	いづれの國か何渡世か何歳にてひとりものか男か女か
12	田畑山林	いづれのたれへゆづり渡し誰よりゆづり受候か
13	とせい替	何渡世より何とせいにかへるか
14	家持	なにとせいのものより家かひ受るか何とせいを始るか
15	借家	なにとせいのもの住居か何とせいを始るか
16	出かせぎ	いづれの國か何とせいか男か女か何歳か
17	入かせぎ	いづれの國のたれか何とせいか男か女か何歳か
18	宗旨がへ	何宗旨より何しうしに改るか
19	召使	何れの國か何とせいか男か女か何歳か何宗旨か但し子供をつ れ侯はゞ男か女か何歳か

#### (2)人口・世帯動態と報告事項

家別表は実際の調査時点において個々の住家に居住する者を静態人口として把握するための調査票として用いられたものであった。これに対し杉が町会所に持参した「報告事項一覧」にリストされた19の調査事項は、人口さらには転職(「とせい替」)や宗教(「宗旨がへ」)、田畑・山林、住家の所有権の移転といった社会・経済的事項も含め、その状態変化あるいはその結果として生起する状態を列挙したものである。それは家別表とは異なり、人口・社会経済的事項において日常的に生起しうる動態面での変化の把握を目的としたものといえる。

表 2 は、「報告事項一覧」にリストされた 19 の調査事項をその対象分野別に整理してみたものである。

表2 報告事項のタイプ別分類

	自然動態	出生死亡	出産	死去		
		婚姻	嫁取	婿取	縁ぐみ	
1		離婚	りゑん			
人口		縁組	もらひ子			
動態		身上異動	やもを	やもめ	みなし子	ひとりもの
	社会動	地域移動	出かせぎ	入かせぎ	召使	
		職業異動	とせい替			
	態	宗旨異動	宗旨がへ			
世帯の 経済動態		土地所有異動	田畑山林			
		住戸所有異動	家持	借家		

表2に示したように、報告事項とされているものは個人に関する動態事項と世帯に関するものとに大別される。このうち前者の個人動態事項はさらに出生・死亡や身上の変化に関する自然動態事項と人々の地域移動や職業・宗旨の変更といった広義の社会動態とに二分される。ここで社会動態をあえて「広義の」としたのは、人口動態における社会動態概念が一般には地域人口に変化をもたらす人口移動をその内容としたものと解されることから、職業や宗旨といった個人の社会属性の変化は通例その範囲には含まれない。なお、厳密にいえば自然動態概念についても、人口の時点間変化への関与の違いによってその範囲に広義の自然動態と狭義のそれとが考えられるように思われる。なぜなら、自然動態とされているもののうちでも出生と死亡が人口の時点間変化に直接的に作用するのに対して婚姻や離婚という事象は出生率への影響を通じて人口の長期的変化を規定する要因に他ならないからである。

ところで「報告事項一覧」には、上述した人口動態に係る報告事項に加え、田畑や山林 及び住家の所有状態の変化に関する報告事項も含まれている。これらはいずれも世帯に関 するいわば経済的な動態項目と考えられることから、表2ではそれらを世帯の経済動態と して類別した。

#### (3)各動熊事項についての属性報告項目

表3は、「報告事項一覧」が各報告事項に関して報告を求めている属性項目を列挙したものである。これから、報告事項として示された人口動態並びに世帯の経済動態に係る各事象に関する属性項目の把握についての杉の意図を読み取ることができる。

表3 動態報告事項別属性一覧

報告事項				報告事項	属性項目					
		出生•死亡		出産死去	男女死因	複産の有無 男女	複産児の性別数 死亡時年齢	流産	死産	
		婚姻		嫁取	生国	親の名	養女か否か	年齢		
	自			智取 27	生国	親の名	養子か否か	年齢		
	然動態	離婚		縁ぐみ りゑん	縁組時年齢 離婚時年齢	縁組回数				
		縁組		もらひ子	生国	親の名	年齢			
人		身上異動		やもを	生国	職業	死別時年齢			
動態				やもめ	生国	職業	死別時年齢			
				みなし子	孤児時年齢	男女				
,67				ひとりもの	生国	職業	独居時年齢	男女		
	社会動態	地域移動		出かせぎ	従業先国	職業	男女	年齢		
				入かせぎ	生国	職業	男女	年齢		
				召使	生国	職業	男女	年齢	宗旨	
				17次	(子供の性別*)	(子供の年齢*)				
		職業移動		とせい替	以前の職業	現在の職業				
		宗旨異動		宗旨がへ	前宗旨	現宗旨				
世帯の			土地		譲渡者名	譲受者名			<u>'</u>	
	動態	所有異動 仕		家持	譲渡者の職業	開業する職業				
性仍	到忠		住戸	借家	家主の職業	開業する職業				

(注)\*召使のうち子供を随伴する者

表2において各動態群としてグルーピングしたそれぞれの報告事項について、具体的な その属性項目をみてみよう。

まず自然動態群に類別される事項として出生、死亡、婚姻、離婚、縁組があるが、このうちの出生については、「出産」として出生した子供の性別、単産・複産の別、さらには流産、死産を、また「死去」については、性別、死亡時年齢、死因を調べている。婚姻では、「嫁取」、「婿取」として婚姻によって新たに世帯に加わる者について、その者の生国、親の名、養子か否かさらに年齢の記載を求めている。また婚姻に係る「縁ぐみ」では、それによって人を迎える世帯側の縁組相手の年齢並びに婚姻回数を報告事項としている。離婚については、「りゑん」によって世帯から離れる者の離婚時年齢が報告事項である。さらに養子女の縁組については、「もらひ子」の生国、親の名、性別、年齢の報告を求めている。

さらにこの「報告事項一覧」には、配偶者あるいは両親との離死別の結果として発生する個人の 状態についての記載事項も含まれる。配偶者との離死別についてはそれを「やもを」、「やもめ」とし て男女別にその者の生国、職業さらには離死別時の年齢を、一方、両親や家族を失い「みなし子」 となった者については、本人の性別と年齢を記載するようになっている。

一方、社会動態面については、就業異動、出稼ぎ、入稼ぎという就労に伴う人口の地域間移動、 召使の使用に係る人口の地域間移動、それに宗旨の異動がそれぞれ報告事項となっている。

このうちまず就業異動に関しては、「とせい替」として転職者についてその前職業と現在の職業 名の報告を求めている。

つぎに就労を理由とする人口の社会移動に当たる報告事項が、「出かせぎ」、「入かせぎ」それに「召使」としての同居人である。彼らに関しては、当人の性別、年齢それに従事する職業の3つが共通属性項目となっているが、これらに加え出稼者については出稼ぎ先の国名、入稼者の場合には

その者の生国がそれぞれ属性項目となっている。一方、召使については上記の共通項目及び生国に加えその者の宗旨も属性項目となっている。なお召使としての同居人が子供を同伴させている場合には、上記の報告事項に加えて、その子の性別と年齢も併せて報告するよう求めている。ちなみに、このような人口の地域間移動については、江戸時代の人別改においても、「出人別帳」、「入人別帳」によるその把握が行われていた〔森(2012)〕。

この「報告事項一覧」の大きな特徴の一つが社会動態群の中に宗教に関する報告事項を含んでいることである。この点に関しては「宗旨がへ」として、宗旨を改めた者に対して改宗前と改宗後の宗旨の報告を求めている。

「報告事項一覧」のもう一つの特徴が、動態把握事項の中に世帯単位での資産の取得や譲渡に 関わる経済行為も含まれている点である。田畑・山林という農業経営基盤としての資産及び住家の 取得・譲渡がそれである。

このうち「田畑山林」の所有権の授受があった場合、譲渡者名と譲受者名がその報告項目として 指示されている。特に住家の所有権の授受に関しては、その報告事項はより多岐にわたるものとなっている。すなわち、住家の購入により家持となった場合、当該住居の売手と買手の双方の職業を それぞれ記載する必要がある。また借家を新たに賃借する場合にも同様で、貸手と借手の双方の 職業を記載することになっている。

このように、杉が駿河調査の際に町会所に持参した文書には個人に関わる人口の自然・社会動態事項だけでなく世帯を単位とした経済動態の諸側面に対応する事項が列挙されており、それらは家別表によって行う人口・世帯の静態面把握とは、統計上の性格を全く異にするものとなっている。

このように「報告事項一覧」には、個人及び世帯に関する種々の自然・社会動態事象に属するそれぞれの事項について報告を求める属性項目等もまた具体的に記されている。報告事項によっては動態事象の生起に係る当事者の生国、職業、年齢といった属性項目の報告を求めているものもあり、単に動態事象の生起件数だけでなく、それに伴って発生する職業構成や地域人口構成面での変化の分析をも可能としうるような情報も含まれている。

その意味では杉が駿河調査で準備した「報告事項一覧」は、一方で動態として統計的にとらえるべき範囲として現在の人口動態概念を超える社会経済的諸事項も含むものであり、また報告するよう求めている属性項目の具体性の点でも、動態事象を単に静態人口の規模の経時的・地域的変化をもたらす契機としてだけではなく、集団現象としての動態事象それ自体の分析をも可能にしうるようなものとしてそれを捉えようとする彼の姿勢を確認することができる。

## (4) 報告の作成・提出方法

杉は静岡地区で実施した調査について、「然らば先づ市中を取調ぶべしとて、家別表を人々に配布し、日々兩三人を召連れ、・・・取調を為した」〔世良 2005 47 頁〕としており、駿河調査での人口の静態属性の把握は家別表を用いた取調人による調査員方式で行われたものと思われる。ただし静岡地区での調査に関してはその具体的な実施期日の記述はない。駿河調査については、『沼津政表』に「明治二年己巳五月十六日より六月朔日迄の調」〔世良 1902 附録 1 頁〕、また『原政表』にも「明治二年己巳六月二十二日より同二十八日迄の調」〔世良 1902 附録 15 頁〕と単に調査を実施した期間が記されているだけである。こ

の点から見る限り駿河調査における杉には、今日、静態統計にとって決定的な調査時点という概念についての明確な自覚はなかったものと考えられる。

一方、動態事項に関する調査をしたためた「報告事項一覧」には届け出は書面によるものとしているが、静態調査における家別表のような具体的な様式(報告様式)のようなものは作成されておらず、【付表1】にも記されているように、「但實用第一の儀に付と」け書はなに紙にても不苦候」として、その形式も含め届出書の様式については届出者の裁量に委ねているだけである。

動態事象はその性格上任意の時点において生起しうることから、静態統計のように時点を特定してそれを統計として把握することは不可能である。そのため今日では当事者に対しては義務づけた提出期限に従った届け出を求め、他方行政機関側では常時受理体制を制度化することで統計原情報の把握は行われる。この点で駿河調査の「報告事項一覧」は、報告事項として列挙された19の動態事象のうち召使を除く18項目に関して、「何年何月としたゝめ3日の内にとゞけ可申事」、「市中は町会所在方は其所役人え届出可申事」と提出の期限と提出先を指示する内容のものとなっている。一方「召使」については、年1回11月1日から15日までの間に届け出るように指示されている。また届け出の方法についても必ずしも「當人」に提出を義務づけてはおらず、「人頼にでも召使の者」といった代理持参による提出も容認している。

すでに述べたように駿河調査での人口並びに田畑山林、住家に関する静態属性は、今日のように斉一的な調査時点を設定することで対象地域全体を網羅した静態量としてではなく、実際には調査実施日をそれぞれ把握時点とした一定期間にわたる静態量の総体として与えられていた。それに対して人口や世帯の社会経済事項の動態面の変化を捉える目的で杉が準備した「報告事項一覧」では、18項目については事由発生後3日を期限として、また「召使」についても期間を定めて各動態事項に係る属性項目とともに所定の提出先に届け出るよう指示しており、統計原情報の収集方法は静態属性の把握とは全く異なるものとなっている。このような統計原情報の獲得方式の違いは静態、動態という統計の本質的特性の差異に起因するものである。その意味では家別表という調査個票によって人口の静態面の把握に必要な統計原情報を得るのとは異なり、動態統計の場合には動態事象の生起に応じた報告提出の当事者への義務づけ並びに常設的な報告の受理体制の制度化によってはじめて統計作成に必要な原情報は獲得される。

駿河調査の場合、「報告事項一覧」には当事者からの報告の提出について、各報告事項に表3 に記したような諸属性項目が単に示されているだけで、具体的な届出様式の雛形など示すことなく それを届出者に委ねている。さらに届出書を受理する側の「町会所」や「役人」に対しても、受理結 果の集約・処理方法等の具体的な指示もない。

このように杉が企画・実施した駿河調査の調査資料として残されている家別表と調査事項一覧の内容を見るに、それらがそれぞれ統計の静態面、動態面把握について、いずれも今日からすれば未整備な要素を数多く持っている。とはいえ、「家別表」と「報告事項一覧」の内容から判断する限り、杉が駿河調査の思い立った時点においてすでに何らかの意味で現実の統計的把握が静態と動態という相互に全く異質の要素から構成されている点を認識していたことは事実であろう。

## 4. フィッセリングの人口調査論

#### (1) 津田・西のオランダ留学とフィッセリング

津田真道と西周は榎本釜二郎(武揚)や赤松大三郎(則良)らとともに幕府の命を受けて文久 2 (1862) 年 9 月 11 日 (太陽暦 11 月 2 日) 日本を発ち欧州に向かう。途中海難遭遇などもあり、彼らが最終目的地であるオランダのライデン市に到着したのは翌 1863 年 4 月 28 日 (太陽暦 6 月 14 日) のことであった。両名は直ちにライデン大学の教授シモン・フィッセリングに面会し、教授側が提示した留学生 2 名の取り扱い覚書に従って必要な語学習得期間を経た後、毎週 2 回 (火、金曜日) 教授宅にて 5 教科(3)の筆記口授による講義を受講している。

慶応元(1865)年 12 月に延べ 4 年に及ぶオランダ留学から帰国した津田は、翌年 1 月から開成所(旧蕃書調所・洋書調所)に教授手伝として復帰し、3 月からは開成所教授職として勤務する。4 月には「西と共に其携さへ帰る所の和蘭政事学の書」の訳出の命を受け〔高畑 1997 312 頁〕、同年にその最初の成果として『泰西国法論』を訳了し幕府に提出するとともに開成所から公刊している。また、留学中に津田が担当した第五講義科目である Statistiek の講義録の邦訳は、太政官政表課が明治 7(1874)年<sup>(4)</sup>に『表紀提綱』としてそれを刊行している。

『表紀提綱』の第三篇政表ノ製作の第三章人口表は、フィッセリングが人口調査の調査 法を論じたものである。その内容は当時の統計調査論を知る上でもまた杉による駿河調査 の特徴を探る上でも興味深い内容を含んでいるように思われる。そこで、以下ではひとま ずその内容を概観しておくことにする。

## (2) フィッセリングの人口調査論

人口統計調査を論じた『表紀提綱』第三篇第三章「人口表」の冒頭部分でフィッセリン

③ フィッセリングがホフマン教授との協議の上で作成したとされる 2 名の留学生(津田、西)の取り扱い覚書によれば、講義科目は天然ノ本文 Natuurregt、民人ノ本文 Volkenregt、邦国ノ法律 Staatsregt、経済学 Staatshuishoudkunde、経国学 Statistiek の 5 教科とされ、全体の修学年限は概ね 2 ケ年となっている [津田 1940 91 頁]。なお、『西周伝』はこれら 5 教科について、「第一論性法。是為凡百法之根源也。第二至第三論萬國公法。并國法。是推擴性法。外以律萬國之交際。內以紀國家之治理也。而後第四論經濟學。是富國安民之術。而論其道如何也。而終之以第五論政表學。是察一國之情状如何。而致其詳密之術也」〔森 1898 77 頁〕と、その科目名をそれぞれの主な講義內容とともに記している。

<sup>(4) 『</sup>表紀提綱』の訳者あとがきには、「此ノ原本ハ今ヲ距ルヿ十年前余和蘭留學ノ日西周君ト共ニ靈田ノ大學博士ヒッセリング先生ニ受ル所ニ係リ歸朝ノ後之ヲ譯セント欲シ塵事紛繁ニシテ果サズ昨夏偶暇餘ヲ得テ日光山ニ遊ヒ湯本温泉ニ浴シ大半卒業シ今夏更ニ訂正スト云フ明治七年七月二十六日津田眞道記ス」と記されている。なお、この講義録の訳出について下出は、「津田眞道先生が一度『表書提要』と題して譯されたと云ふことであるが、刊行に至らずして翻譯された原稿が紛失」したとしている〔下出 1929 20 頁〕。

ところで『西周伝』には「六七年の交眞通政表を譯して世に公にし、題して綜紀學と日ふ。周と行彦(真道-引用者)との學ぶ所の政事學五科、此に至りて殆ど全くして唯 $\circ$ ーの經濟學を闕く。此科は初眞通これを譯せんことを約して、遂に成らざるなり」〔森 1898 127-128 頁〕と記されており、これによって 2 名がフィッセリングの講義録として持ち帰った 5 教科のうちの 4 教科が邦訳公刊されたこと、また『表紀提綱』の表題が当初『綜紀學』とされていたことがわかる。なお、『80 年史稿』は同書の刊行年を明治 4 年と誤記している〔総理府 1951 46 頁〕。

グは、「人口表ヲ別チテ二類トス」として、(第一類) 一時ノ口数、(第二類) 歳月經過ノ間口數ノ變更、人口静態と人口動態というそれぞれタイプを異にする2種類の統計の存在を指摘するとともに、それぞれの調査事項、統計原情報の獲得方法、集計方法、人口把握面での両者の関係などを講じている。

このうち第一類に関して彼は、これを知るためには「國中一般ノ人ロヲー時ニ撿査」(36頁) する「人口ノ大撿査」、今日でいえば人口センサスの実施が必要であるとする。このような「人口ノ大撿査」は政府の命を受けた調査員(吏員)によって初めて可能となるものであり、被調査者である国民に対しても「該員要求スル所ノ事件ヲ申述スルヲ以テ其義務トス」と報告義務をフィッセリングは求めている。なお実査にあたっては「各戸各表ヲ作成ルベシ當該吏員界格紙ヲ附シ家長ヲシテ要求スル所ノ事ヲ填記セシム若シ家人字ヲ書スルヿ能ハザル時ハ該員其口述ヲ聞テ代書スベシ」〔フィッセリング(津田訳)1874 37 頁〕と自計を基本とし、事情によって他計による調査も許容している。

また『表紀提綱』は人口の地域間移動による把握漏れや重複調査を排除するために「惟一日ニ於テ全國一般ニ之ヲ施行スベシ」〔同 36 頁〕とし、また調査実施の時期についても「大撿査ノ時ハ本國ノ風俗ニ於テ人民大概家居スル時ナルベシ」と人口の移動が比較的少ない季節での調査実施が望ましいとしている。この点からもフィッセリング自身が、静態調査の対象地域全体を版図とした統一時点による把握について、全静態量の統計的把握という統計それ自体の特性からの演繹的帰結としてではなく、移動に起因する誤差要因の排除という専ら把握精度といった調査技術上の観点からそれを論じていることがわかる。

さらにフィッセリングは『表紀提綱』で、地方分査に基づく集計過程、さらには結果の公表についても論じている。すなわち、実査によって獲得した統計原情報は、それを地域単位ごとに「一簿ニ冩記」した上で地域人口表を作成し、またそれ以外にも「男女年齢産業在世ノ形状本住寄留」等の表を別途作成するとしている。このようにして地域別に取りまとめられた集計結果については府県がそれを集約することで府県表となし、各府県からの報告に基づき政府(大政府ノ政表寮)が最終的に全国分の結果表としてとりまとめる。このようにして作成された結果表についてフィッセリングはそれを「出板シ之ヲ全國人民ニ公布スベシ」としている。

人口の規模は「死生移住等」により時とともに変化する。フィッセリングはその変化量については「戸口簿ト民生證書ニ因」[同 38 頁]って把握できるとする。すなわち、「人口大撿査ノ後各區ニ於テ戸口簿ヲ備へ毎戸各葉ニ別チ家長眷屬各上ニ擧ケタル法ノ如ク精密ニ其形状ヲ記」[同 38 頁〕し、「變更ノ事アルゴトニ謹テ之ヲ記シ・・・死者アレバ其日時姓名ヲ記シ生者アレバ其日時姓名ヲ記シ家ヲ移シ家ヲ出ル者アレバ其行ク所ノ地ヲ記シ婿入リ婦來ル兼テ其原住ヲ記スベシ」[同 39 頁〕としている。そして戸口簿の正確を期すための方策として彼は「民生證書」に「各人ノ權利ヲ保証スル」機能を持たせる一方で、動態事象の生起の都度家長に対して「人家ヲ移シ居ヲ轉ジ或ハ眷屬變更スル毎ニ逐一之ヲ本區役所ニ申述スル」[同 39 頁〕(39 頁)こと義務づけ、さらに「民生ノ吏員」に「各人ノ生婚死ヲ其簿帖ニ登録シ人民ノ望ニ應シテ抄録ヲ與フルヲ以テ其義務」づけることを提案し、それが制度化できれば「戸口簿ノ闕ヲ補フ為ニ旁要用ナルコ論ナシ」としている。

なお『表紀提綱』は静態人口と動態人口の関係にも触れており、「前年ノ人口總額二當一

年間二出生シ或ハ他方ョリ入來ル所ノ人口ヲ加ヘテ死去シ或ハ本地ヲ去ル所ノ人數ヲ減シテ之ヲ知ル」としている。ただ、現実には「歳月ヲ經歴スル間ニハ或ハ人民ノ申報法ノ如クナラズ又ハ吏員ノ登録錯誤アル等ニ因テ往々計算誤ナキヲ保チ難シトス」〔同 40 頁〕ことから、時々人口大撿査ヲ為スヿ必要ナリ」としてセンサスによるベンチマーク人口の把握が不可欠であるとする。もっとも「此ノ如キ大事業ヲ年々施行スルハ煩シク又其費ニ耐ヘザルベシ是故ニ各國十年又ハ五年ニ一度人口大撿査ヲ為スヲ以テ通法トス」〔同 40 頁〕としてセンサスは周期調査として定期的に実施するものとし、「而シテ此五年乃至十年ノ大撿査ト戸口簿ノ記録ヲ加減シ以テ相發明スベクシテ又以テ互ニ其闕ヲ補フ」〔同 40 頁〕ことができれば精度の保証された継続的な静態人口の把握が可能になるとフィッセリングは説く。

以上その概要を紹介したようにフィッセリングは彼の人口調査論を、品質の保証された静態人口の継続的把握の方法論として講じている。そこでは静態調査としての「大撿査」はその把握精度を担保するために人口移動の少ない時期を選び全版図を対象地域として個票を用い申告義務が課せられた調査客体による自計を基本として一斉に実施すべきものであり、得られた調査資料については地方分査による積み上げ方式による集計を行い、得られた全国結果についてはそれを広く国民に周知するという内容のものとなっている。

他方で人口の動態面について彼は動態事象の生起に応じて戸主に行政への届け出を義務づけそれを「民生證書」という形で制度化することでその把握を行い、その結果を大撿査結果に基づき整備する「戸口簿」に逐次反映させるとしている。またフィッセリングはこの動態人口を大撿査によって把握した静態人口と連動させ変化分を静態人口に加除することでその後の静態人口の推移の統計的把握が可能となるとしている。さらに彼の人口統計論はこのようにして作成される推計人口の精度にも及んでおり、経年の誤差の累積に対処し統計の精度を担保するための方策として5年ないしは10年を周期とした定期的な「大撿査」の実施が不可欠であるとしている。

このようにフィッセリングが「一時ノロ数」と「歳月經過ノ間ロ數ノ變更」という人口の2類型として区別した人口静態と人口動態は、それぞれの統計的性格の違いから把握の方式を異にすると同時に相互に有機的な関係を有する二つの統計概念として提示されている。より正確に言えば、出生や死亡といった動態量として把握される情報については、あくまでもその生起件数の月あるいは年計を既存の静態量と連動させることでセンサスの中間年(非実施年)の静態人口を捉える情報として意味を持つ。そこに示されている人口の静態と動態との関係は、国勢調査をベンチマークとして動態統計によって得られた計数を加除することで調査が実施されない中間年の推計人口を得るという現行の静態人口の算出方式そのものであり、それは同時に人口の動態面情報を静態人口の把握という目的に純化し、その補助情報として位置づけるものでもある。

## 5. 杉とフィッセリングにおける静態と動態

本節では、『表紀提綱』と駿河調査の資料として残されている「家別表」と「報告事項一覧」に記されている調査項目から、杉とフィッセリングにおける静態と動態の統計的把握

に見られる特徴について考察する。

### (1) 静態項目

フィッセリングは「大撿査」による人口静態の調査事項として、①家長家眷家屬一切ノ姓名官爵種族男女年齡、②家長ト眷屬ノ關係例へハ妻、子女、僕、婢ノ類、③各人在世ノ形状例へハ未婚既婚鰥夫寡婦各人ノ生地、④本住寄留及ヒ不在、の緒項目を挙げている〔フィッセリング(津田訳)1874 37 頁〕。また彼は身体的精神的不鮐具も調査事項として例示する一方で、「過テ詳細ナルハ却テ是ナラズ」と大規模調査において過度に細密な調査事項を設定することに対してはそれを戒めている。

表 4 は、『表紀提綱』に列挙されている調査事項と「家別表」によって収集可能な統計原 単位情報から杉とフィッセリングにおける静態調査事項を対比したものである。

		調査事項	表紀提綱	家別表		
	氏名		0	0		
	男女		0	0		
	年齢		0	0		
	族籍		0			
	人種		0			
/-I-	代表者	との続柄	0	0		
統	配偶関	係	0	0		
計項	出生地	1(国)	0	0		
目目	職業			O <sup>(#1)</sup>		
	居住の	<b>米態</b>	0	O (#2)		
	宗旨			0		
	所有	住宅		0		
		田畑山林		0		
	身体的	]不具 <sup>(#3)</sup>	0			

表4 『表紀提綱』と家別表の調査事項比較

表注 (#1)業体、(#2)出稼ぎ・入稼ぎ、(#3)任意項目

この対比表によれば、人口の属性項目の多くを両者が共通に静態項目として設けている。 その一方で、杉とフィッセリングに固有の項目もまた散見される。フィッセリングが族籍 と人種、それに追加的な調査事項の例として身体的不具を取り上げているのに対して家別 表にはこれらに該当する記入欄は設けられていない。それとは逆に家別表だけに見られる 調査事項として杉は、職業(業体:とせい)、宗旨、それに田畑山林並びに住宅所有を静態 調査事項として含めている。

家別表に人種や族籍が静態把握事項に含まれていないことについては、家別表に記載可能な調査事項の制約という調査票設計上の技術的理由に加え、開国から程ない明治初期に外国人の滞在も稀有であり、また杉自身旧来の身分制に対して強い違和感を覚えていたことなどが関係しているように思われる。その一方で家別表にはフィッセリングが静態項目として挙げていない宗旨や住宅・土地所有に関する記載欄が設けられている。この点については杉が動態事象の把握として「報告項目一覧」に「宗旨がへ」や「田畑山林」・「住宅の譲渡」を加えていたことを想起すればその静態面での把握に対応するものであり、駿河

調査の家別表によって収集可能統計原情報という点で杉の方がフィッセリングよりも調査 による統計的把握の範囲をより広義にとらえていたことがわかる。

#### (2) 動態項目

第3節で見たように、杉が町会所での集会に持参した「報告事項一覧」は、報告によって収集すべき動態事項をそれぞれの属性項目とともに列挙したものである。それらは表2に整理したように、「とせい替」や「宗旨がへ」という広義の社会動態、また「田畑山林」、「家持」という土地・住家に係る所有権の移転や「借家」という賃借関係の異動という経済的動態までも含むなど、通例人口動態とされている自然並びに社会動態を大きく超える広範囲な内容となっている点を特徴としている。

これに比べて『表紀提綱』が動態として把握するのは、「歳月經過ノ間口數ノ變更」からも分かるように、「口數ノ變更」に関係した限りでの動態事象に他ならない。そしてその具体的な把握事項として『表紀提綱』は、「死者アレバ其日時姓名ヲ記シ生者アレバ其日時姓名ヲ記シ家ヲ移シ家ヲ出ル者アレバ其行ク所ノ地ヲ記シ婿入リ婦來ル兼テ其原住ヲ記スベシ」〔フィッセリング(津田訳)1874 39 頁〕と死亡・出生についてはその氏名と死亡日時を、転居や移動者については移動先を、また婚姻による移動についてはその元の住所地を「變更ノ事アルゴトニ謹テ之ヲ記シ怠ルベカラズ」〔同 39 頁〕としているだけである。『表紀提綱』は動態事象把握の目的をあくまでも「戸口簿ヲ精密ニスル為」とし、その正確性を期すために「人民ヨリ詳ニ之ヲ申述スルヿヲ要ス故ニ各人家ヲ移シ居ヲ轉ジ或ハ眷屬變更スル毎ニ逐一之ヲ本區役所ニ申述スルハ各家長ノ義務タルベシ」〔同 39 頁〕と家長にその報告を義務づけている。

このようにフィッセリングにとっては動態とはあくまでも「ロ數」という静態人口の変化を捉える統計量に他ならない。言い換えればそれは、杉が「報告事項一覧」において列挙している諸事項から静態人口の把握に必要なものだけを抽出し、「歳月經過ノ間口數ノ變更」の作用要因と規定したものが他でもなくフィッセリングにおける動態なのである。

### むすび

本稿では杉が駿河調査の実施の際に使用した「家別表」(【付表 2 】) と町会所での名主への調査説明会に持参した「報告事項一覧」(【付表 1 】) という二つの調査資料を取り上げ、そこでの統計の静態、動態把握事項や統計原情報の収集方法に見られる相違を中心にそれぞれの特徴等を考察し、併せて時代的に駿河調査の企画、設計時点において杉が知りえていたと思われるフィッセリングの人口調査論の内容と駿河調査におけるこれらの調査資料や調査方法との比較検討を行った。以下に今回の考察から明らかになったと思われるいくつかの点に関して若干のコメントをすることによって本稿のむすびとしたい。

第2節ですでに述べたように、鮫島は甲斐調査で杉が使用した「家別表」に言及し、それが「調査票形式の家別表すなわち世帯票のことであって、当時の官庁統計の支配的形式であった表式をさすものではな」〔鮫島 1971 41 頁〕く「この調査の方法は表式調査とは無縁のものであって、近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査だった」とし

て、「この調査(甲斐調査-引用者)で表式調査方式によることなく、政府の調査実務の中に西欧の統計学的認識を導入し、調査票による近代的な点計調査の原型を最初に打ち出した」「同 41 頁」と甲斐調査のわが国統計調査史における意義を高く評価している。

ところで、甲斐調査における家別表は、正確には世帯票ではなく、住居を報告単位とし世帯員に加えそこに同居する者も同時に把握の対象とした文字通りの「家別表」であった。この点はともかく、このような調査個票に基づく統計調査が政府の手によって行われたという限りでは鮫島の認識は必ずしも間違っているわけではない。ただ、上の叙述に続けて鮫島が「「これらの方式(調査票形式の家別表を用いた調査-引用者)は、彼がみずから学んだハウスホーファーの『統計学教程』の「調査論」に準拠したものであったろうと思われる」〔相原・鮫島 41 頁〕と論じている箇所に関しては、多少の疑念を禁じ得ない。なぜなら、本稿でも考察してきたように杉は明治2年の駿河調査ですでに甲斐調査における家別表に類似した形式での調査票を用いた人口調査を実施しており、その時点では彼はハウスホーファーの統計学に接しうる状況にはなかったからである。

本文でも見てきたように、駿河調査は甲斐調査のように太政官正院政表課という政府機関を実施主体としたものではなく杉亨二という一民間人による調査に他ならない。その点で政府統計調査史的性格を持つ〔相原・鮫島 1971〕において鮫島による上記のような評価となったものと思われるが、わが国の統計調査史を政府統計以外も含めて捉えた場合、調査個票に基づく調査の実施という点ではその歴史は少なくともこの駿河調査にまで遡ることができる。

駿河調査において杉が【付表 2】のような家別表をいかに着想するに至ったのかその経緯は定かではない。ただ、田中太郎は駿河調査について、「我邦に於て歐洲近世の主義に準據せしは實に之を以て嚆矢とす」(田中 1917 358 頁)とし、藪内もまたこの点に関して「当時すでに、西欧諸国においては周期的国勢調査が開始されており、杉は開成所時代にこれらの具体的な官庁統計の成果に触れているところであった。したがって、これらの調査事項の設定、調査票の設計にあたっては、さきに学んだ統計知識を応用したであろうことは想像に難くない」〔藪内 1977 182 頁〕としている点なども併せ考えれば、何らかの形での海外からの知見という側面も十分考えられよう。

杉は20歳代半ばから蘭学に精通し、海外事情に強い関心を持ち(5)、安政7(1860)年以降蕃書調所において職務上海外統計の様々な側面に触れる立場にあった。そのような中、慶応元(1865)年12月、杉はオランダ留学を終えて帰国した西周と津田真道から帰朝挨拶を受け、特に津田からは留学中フィッセリングから受けた統計学の講義内容に関する説明を受けている(6)。また「杉先生實歴談」に「スタチスチックの話があり又スタスチスチックの本を見て」〔世良1902 19頁〕とあるが、太政官正院政表課から刊行された『表紀提綱 一名政表學論』の訳者あとがきの記述(7)からも、ここでの「スタチスチックの本」が

<sup>(5)</sup> 杉は安政3 (1856) 年に欧州留学派遣嘆願書を老中阿部正弘に提出している。

<sup>(6)</sup> 河合は駿河調査の概要を記した記事の中でこの点について、「殊に津田氏は留學中ヒッセリング博士に就て學びたる統計の理論、方法等を翁(杉一引用者)に語りたる・・」〔河合 1911〕と述べている。

<sup>(7)「</sup>此ノ原本ハ今ヲ距ルヿ十年前余和蘭留學ノ日西周君ト共ニ靈田ノ大學博士ヒッセリング先生ニ受ル」とある。

津田がライデン大学留学中に受けた Statistick の講義録であるものと考えられる。杉はこのフィッセリングの講義録に対しても強い関心を持ち、津田から講義録を借り受け明治 6年以前に自らも『形勢學論 附阿蘭形勢表』(8)としてその訳出を試みている。

『表紀提綱』には「各戸各表ヲ作成ルベシ」と記されており、静態人口の把握を家別表のような住家を調査単位とする様式を用いることによって行うよう明記されている。フィッセリングの統計学講義を聴講した津田の帰朝後の留学談や彼が持ち帰った講義録から杉が後に『甲斐国現在人別調』の緒言に記しているような統計における静態と動態との区別、さらには家別表を用いた静態調査の実施といった当時の海外の統計事情について、彼自身が駿河調査を着想した時点においてすでにその点に関する何らかの認識を持っていたように思われる。

ただ、駿河調査での杉には、フィッセリングのような特定の時点を期した全版図を対象とした一斉調査の実施という発想はまだ見られない。なぜなら『沼津政表』には明治2年5月16日(太陽暦6月25日)より6月朔日(同7月9日)迄、一方『原政表』」では同じく6月22日(同7月30日)より28日(8月5日)迄の調と記されており、各住家において実査に従事した日を調査の把握時点として、沼津においては15日間、原では7日間にわたって静態人口の把握が行われた。

ちなみに沼津・原地区での調査実施に先立って行われた静岡並びにその近隣地域での調査に関して杉は、「静岡は其頃町敷は九十六である残らず調が濟んだ。夫から、静岡は二三の者に託して江尻へ行って調べに掛つた」〔世良 2005 48 頁〕としており、駿河調査で杉は 2、3人の補助作業者ととともに実査作業に従事している。また彼は、駿河調査では「1日に1人にして40軒を調べえた」〔世良 1902 5 頁〕としている。

駿河調査が把握した沼津と原の人口がそれぞれ 6,777 人と 2,532 人であることから、1 つの住家における住人を平均 5 人と仮定すれば、沼津と原の住家数は、それぞれ約 1,350 戸、約 500 戸となる。両地区における調査期間がそれぞれ 15 日、7 日であったことから、沼津については 1 日平均 90 軒、原では 72 軒の訪問調査が行われたことになる。静岡とその周辺地域における調査が従者の調査員(取調人)としての訓練の場であったと考えられれば、杉も含め  $3\sim4$  名の調査員によって上記の期間内での調査の完遂は十分可能である。沼津、原両地区での調査実施期間は、1 日当り調査員の作業遂行量に照らしても充分に整合的なものとなっている。

杉自身、駿河調査の企画当時、静態調査における調査時点の統一という明確な自覚はなかったように思われる。駿河調査の場合、藩からの調査要員等の援助は一切なく、実査は杉を中心に若干名のみによって行わざるを得なかった。このような調査事情から、仮に杉が静態人口の把握に際して調査時点の統一という要件を認識していたとしても、現実的条件といては静岡藩全域においてそれを実施に移すことのできる状況にはなかった。

次に稿末に【付表1】として掲げた「報告事項一覧」に関してもいくつかコメントして おきたい。

•

<sup>(8)</sup> 下出は、内閣記録課が作成した『諸官廳譯書目録』(明治22年10月刊) に『形勢學論 附阿蘭形勢表 ヒッセリング著杉亨二譯』を確認している〔下出192920頁〕。なお下出は、吉野作造所蔵の訳稿は「冩本半紙19枚程」のもので「完全なものは見當らない」として、全訳が大震災によって喪失された可能性を指摘している〔同20頁〕。

「報告事項一覧」は、杉が駿河調査の実施にあたって名主からの協力を取り付けるために町会所に赴いた折に持参した調査関係資料とされている。ただこの報告事項一覧が駿河調査でどのように扱われたかについては、杉自身による回顧録も含め、一切記録は残されていない。こういった事情もあり、それを取り上げている各論者もその内容や調査実施の際の取り扱い等に関して特に踏み込んだ考察は行っていない。

表1に整理したように、そこに「報告事項」として列挙されているのは、いずれも時間の経過の中で生起する個人や世帯に係る事象ないしはその事象の生起結果としての状態を当該事象の生起時点情報等とあわせて捉えるものに他ならない。それらはいずれも静態量情報の収集を目的に設計された家別表によっては得ることのできない生起時点を内在させた動態情報という点で本質的に異質である。

すでに本文で述べたように筆者は、杉の「報告事項一覧」に対して「広義の動態把握」を目的としたものとの特徴づけを与えた。それはこの「報告事項一覧」が、一般に人口動態とされている人口の自然動態(出生、死亡、婚姻)及び社会動態(地域間移動)だけでなく、「とせい替」や「宗旨がへ」といった職業や宗旨異動さらには「田畑山林」や「家持」といった不動産の取得や「借家」の賃貸といった個人や世帯の社会経済面での動態事象の把握もその内容としたものである。

このように動態を狭義の人口動態概念を越える範囲のものとして捉える杉の駿河調査における動態観は、フィッセリングが『表紀提綱』で人口動態をあくまでも人口静態との関連、より正確には動態を人口の静態把握に必要な情報として捉えているのとは明らかに一線を画している。杉の「報告事項一覧」における動態概念が通例人口動態の範囲を超える「広義の動態」として設定されている点については、幕藩体制下で行われてきた宗門改や検地帳(9)、五人組帳、村明細帳、家守請状、さらには制度として明治期にも継承される沽券状による土地、家屋売買記録〔及川 1977〕等による影響という側面も考えられないわけではない。また、駿河調査の 10 年後に彼が静態把握を目的に実施した甲斐調査の調査終了後にその動態版の継続事業として手掛ける「人員所動ノ調」〔統計院 1882 緒言 2 頁〕との異同等の検討も今後の課題として残されている。

「報告事項一覧」に見られるもう一つの特徴が、統計原情報収集の方法である。本文でも述べたように、「報告事項一覧」の冒頭に列挙された「嫁取」から「宗旨がへ」の 18 項目については、「右のケ條は何年何月としたゝめ三日の内にとゞけ可申事」、また「召使」の雇い入れについては、「毎年 11 月朔日より同 15 日までにとゞけ可申事」といずれも期限を限定してそれぞれ当事者等にその届け出を求めている。

これらの事項に関する統計原情報の獲得方式が家別表のように住家単位での調査員による調査ではなく報告に基づく制度として設定されているのは、そもそも動態事象に固有の特性に由来する。なぜなら、一定時点の横断面の像として捉えられる各種静態属性とは異なり、任意時点において生起しうる動態事象に関する統計原情報を静態調査によって把握しようとする場合、調査対象者の記憶に依存した不確かなものとならざるを得ない。そのため「報告事項一覧」の報告については、それらの動態特性に鑑み、家別表による調査とは別に「市中は町会所在方は其所役人え届出可申事」として随時届出に基づく常設の受理

.

<sup>(9)</sup> 御図帳、水帳、縄打水帳、棹打水帳等とも呼ばれ、土地の売買等が記録される。

体制をとることでその把握を行なうとされている。

他方で「報告事項一覧」には、報告の届出方法に関して、「とべけ書はなに紙にても不苦候」とし、届出書の書式を届出者本人に一任している。さらには、届出を受理した「町会所」や「役人」の側での届書からの情報の取りまとめ方法に関しても、その提出期限や転記のための様式等も含め、何も示されていない。

このように「報告事項一覧」に挙げた事項に関する動態情報の収集方法に関しては、動態量の把握の正確さを期す上で必須と考えられる定型化された報告様式の面でもまたその収集結果の取りまとめ業務の面でも制度的に十分詰め切れていない未整備なものとなっている。これは、駿河調査とほぼ同時代に行われていた「村高取調」の付帯物産調査において特に様式も示すことなく各村にその年計の報告求めるという表式調査の原初形態をなす明治初期の物産調における統計原情報の収集方式〔森 2013〕を想起させる。

明治 4(1871)年の廃藩置県以前に杉という一個人の発意により、またその実施も静岡藩という旧体制の同意を得て初めて実現した事情を勘案すれば、駿河調査で杉が提示した「報告事項一覧」による動態事項の調査方式に関しては、動態事象に係る各人の届出義務はあくまでも旧幕時代の触書(10)的形式(11)によるもので、またその届書の受理体制も町会所など旧来の統治機構に依拠するなど、動態事項に関する統計原情報の収集が前近代的性格を帯びたものとならざるを得なかったのもあながち理由のないことではない。駿河調査の「報告事項一覧」が動態事象に係る統計原情報の収集に関して完備した報告体制を制度化できなかったのは、他でもなくこの調査の非政府統計的性格に起因している。

「報告事項一覧」の内容から見る限り、駿河調査当時の杉の動態観は、『表紀提綱』に見られるフィッセリングのそれとは明らかに異質な要素をいくつか含んでいる。また、それは報告の徴集方式の観点から見ても未整備で、しかも駿河調査自体の中でもその位置づけも必ずしも明確とはいえない。とはいえ、当時杉がそれを人口の静態把握とは全くその次元を異にする人口の動態面把握を目的として想定していた点は特筆に値する。

以上見てきたように駿河調査は、静態人口の把握という面については家別表という個票を用いた調査員による実地調査として行われた。一方で、動態面の部分は旧来の統治機構に依拠した報告徴集体制の下、原初的な表式調査として想定している。このように駿河調査は、全く性質を異にする二種類の統計原情報収集方式から構成される。ただこの点に関して言えば、統計原情報の収集について調査と報告という二様の方式から駿河調査が構成されているのは、そもそも静態と動態という統計として把握すべき事項の本質的相違に根差すものである。

駿河調査が持つ静態調査としての側面に関しては、特定の調査時点による人口の統一把握という調査として本来充足すべき要件が未達成であり、調査実施に際しても静岡藩の重

<sup>(10)</sup> 惣触と呼ばれる触書は老中・若年寄が作成した法案を将軍が裁可し、必要な部数の写しが 作成され老中・若年寄から大目付・目付・三奉行によって各方面に配布された。幕領では勘定 奉行から代官を通じて町村に、また各藩へは江戸留守居役から領内に、寺社へは寺社奉行から それぞれ上意下達によってその周知が図られた〔竹内編 2003 328 頁〕。

<sup>(11)</sup> 町触という形での行政命令の下達は明治初期にもその例が見られる点を想起すれば、杉による「報告事項一覧」の表記がそのような文書形式となっているのもあながち理由のないことではない。

役からの了承、さらには実査面でも幕藩時代に行政統治機構の末端を担っていた地域の名主に事前に周知を図るなど、調査は上部構造としての伝統的な統治システムに少なからず依拠した形で実施された。一方、動態把握の面でも旧体制に依拠した書上げという表式調査方式に依拠したものであった。このように、駿河調査は、今日の静態、動態調査から見ればいろいろと未発達な側面を有するものであった。

ところで藪内は甲斐調査に関して、この調査が「人員所静ノ調」として「静態・動態概念が混在したまま不明瞭に実施された」「戸口調査」に対して「数段の進歩」〔藪内 1977 205 頁〕とし、それが当時彼が傾注していたハウスホーファーの『統計学教程』(Max Haushofer, Lehr- und Handbuch der Statistik, Wien, 1872) から強い教示を受けたであろうことは推察に難くはない」〔同 205 頁〕としている。他方で阪谷はわが国におけるセンサスの早期実施を呼びかける講演の中で杉の駿河調査に言及し、「(杉君は一引用者) 是非共日本に此センサスを行はなければならぬといふ必要を、早くも當時に於て觀破されたが、動機は此事の論じてある和蘭の學者のヒッセリングの著書、それを一部得られて大に愛讀されてからである」〔阪谷 1910 180 頁〕と述べている。

上述したように駿河調査では、人口の静態、動態面での統計原情報の収集に際して旧来からの統治機構に依拠する側面を持つ。また杉がフィッセリングの講義録を目にする以前から統計における静態と動態とが全く性質を異にするとの認識を持っていたかどうかについてもなお精査が必要ではあるが、駿河調査における二つの調査資料(「家別表」、「報告事項一覧」)から見る限り、彼が明治元年末に徳川に帯同して静岡へと赴くよりも以前、開成所在職中にすでに何らかの形で統計における両者の質的差異を認識していたものと考えられる。

### [参考文献]

相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房

及川喜文(1977)「沽券と地券-明治土地法の幕府法受継-」『地方史研究』第27巻2号

河合利安(1911)「静岡藩各地政表調査の概要」『統計集誌』第 359 号

黒羽兵治郎(1930)「明治初年の静岡藩及び甲斐国現在人別調」『経済史研究』第7号

阪谷芳郎(1910)「國勢調査の實施期」『統計学雑誌』第 290 号

阪谷芳郎(1910)「國勢調査に就て」『統計学雑誌』第293号

下出隼吉(1929)「表紀提綱解題」吉野作造編輯『明治文化全集』第9巻經濟篇、日本評論社

杉亨二(1915)「統計懷舊談」『統計学雑誌』第350号

世良太一編纂(1902)『杉先生講演集(全)』

世良太一聴録(2005)『杉亨二自叙傳(完全復刻版)』日本統計協会

総務庁統計局(1992)『統計局・統計センター120年史』

総理府統計局(1951)『総理府統計局八十年史稿』

高津英雄(1952)「國勢調査前史資料 (一)」『統計局彙報』第2号

高畑定次郎(1997)「津田真道伝」大久保利謙編『津田真道 研究と伝記』所収 みすず書

房

竹内誠編(2003)『徳川幕府事典』東京堂出版

田中太郎(1917)「杉亨二翁略傅及事蹟」『統計学雑誌』第378号

辻博(1961)「「甲斐国現在人別調」の成立について」同志社大学『経済学論叢』第 11 巻 第 3 号

津田道治(1940)『津田真道』近世資料会

統計院編纂(1882)『甲斐国現在人別調』

西川俊作・O.ステーンベーク(1997)「フィッセリングの経済学と統計学」大久保利謙編『津田真道 研究と伝記』所収 みすず書房

フィッセリング (津田眞道訳) (1874) 『表紀提綱 一名政表学論』

松田泰二郎 (1948) 「国勢調査発達史」『インフレーション・統計発達史』(高野岩三郎先 生喜寿記念論文集1) 所収

森博美(2012)「駿河国人別調沼津・原政表再論」日本統計研究所『オケージョナルペーパー』No.28

森博美(2013)「わが国農業生産統計における表式調査の展開―府県物産表から昭和 15 年農林統計改正まで―」日本統計研究所『ディスカッションペーパー』No.3

森林太郎編(1898)『西周伝』

藪内武司(1977)「国勢調査前史(I)―明治人口統計史の―齣―」岐阜経済大学論集、第 11 巻第 3 号

横山雅男(1908)「東京市勢調査に就いて」『統計学雑誌』第267号

## 【付表 1】「報告事項一覧」(町会所説明会持参文書)

- いづれの國たれの娘か養女か何歳か

- 出産 男か女かふた子か三つ子か男女いく人か流産か死體か

- 死去 なに病にて何歳で死去か男か女か

- りゑん 何歳にてりゑんか

- 縁ぐみ 何歳にて縁ぐみか二度の縁か三度の縁かいくどの縁か

やもを いづれの國か何渡世か何歳にてやもをかやもめ いづれの國か何渡世か何歳にてやもめか

みなし子 何歳にてみなし子か男か女か

- ひとりもの いづれの國か何渡世か何歳にてひとりものか男か女か

- 田畑山林 いづれのたれへゆづり渡し誰よりゆづり受候か

とせい替 何渡世より何とせいにかへるか

- 家持 なにとせいのものより家かひ受るか何とせいを始るか

一 借家 なにとせいのもの住居か何とせいを始るか一 出かせぎ いづれの國か何とせいか男か女か何歳か一 入かせぎ いづれの國のたれか何とせいか男か女か何歳か

宗旨がへ 何宗旨より何しうしに改るか

#### 右のケ條は何年何月とした」め三日の内にとばけ可申事

石使 何れの國か何とせいか男か女か何歳か何宗旨か但し子供をつれ候はゞ男か女か何歳か

右召使の分は毎年11月朔日より同15日までにとどけ可申事

右者御領内人民のために相成候様厚<御世話被成度御趣意有之ての事に候間能々会得いたし箇條日限等無相違市中は町会所在方は其所役人え届出可申事

但實用第一の儀に付とべけ書はなに紙にても不苦候且當人届に出候にも及ばず人頼にでも召使の者にても持 参可致事

(注)原文書は縦書き

## 【付表 2】 家別表

婢	女		婦	僕		男		夫		
										生国
										人数
										年齢
										借家 家持
										山田 林畑
										業体
										出稼
										入稼
										宗旨
私	公縁	艦	诞	掌	私	公縁	鮾	TH	淵	

## オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
	各 在桂起	0017.06
83	角度情報を用いた東京40キロ圏の子育期世代の移動分析	2017.06
84	移動選好度による居住移動圏の検出	0017.10
0.E	—住民基本台帳人口移動報告「参考表」(2012-16年)による分析—	2017.10
85	九州・沖縄地方の域内移動から見た移動圏とその構造	2018.01
86	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析	2018.02
87	The Simulation Results of Expenditure Patterns of Virtual Marriage	
	Households Consisting of Working Couples Synthesized by Statistical	0010.00
0.0	Matching Method	2018.03
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察	
	—2016-20年期~2046-50年期の都道府県間比較— 	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出	
	―新潟市を事例とした小地域統計による分析―	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成	
	―夫婦のみ共働き世帯のケース―	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開	
	―職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで―	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動	
	―生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に一	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察	
	一純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・	
	転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析 II	2020.02

オケージョナル・ペーパー No.104 2020年2月10日

2020 | 2/, 10

発行所 法政大学日本統計研究所 〒194-0298 東京都町田市相原4342 Tel 042-783-2325、2326 Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄